

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準

(目的)

第1条 この事故取扱基準は、安全就業を推進し、事故の再発を防止することを目的とする。

(処分)

第2条 安全委員会（以下「委員会」という。）は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事業において事故を起こした会員に対して、次のような処分を科することができる。

(注意)

第3条 委員会は別表1に定める違反項目に該当した会員に対し、委員長より注意書（様式第1号）を各1枚発行する。

- 2 違反会員が特定できない場合においては、連帯責任としてその作業をしていた全員に注意書を発行する。
- 3 注意書を発行された日から起算して、3年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでに受けた注意書を解除する。

(罰則)

第4条 委員会は別表1に定める注意書が2枚累積した場合は、各事務所長から嚴重注意を行い、その後新たに違反項目に該当した場合は、委員長より就業停止書（様式第2号）を発行する。また別表2に定める罰則項目に該当した場合は、その日をもって就業を停止する。

- 2 就業停止の措置を受けた会員であっても、別の職種の就業が可能である場合は、就業できるものとする。
- 3 就業停止させる場合は、当該会員に、安全委員会において弁明する機会を与えることができる。

(停止期間)

第5条 第4条において就業を停止する期間は、原則1年とする。ただし、6ヶ月を経過し、当該作業班班長等から委員長に対し復帰要望があった場合には、安全委員会の審議を踏まえ、委員長は就業を復帰させることができる。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

違反項目
1. 賠償事故を起こした場合
1. 安全就業基準を遵守せずに傷害事故を起こした場合
1. 事故報告を怠った場合、又は自己解決しようとした場合

別表 2

罰則項目
1. 会員の過失により重大な事故を発生させた場合

(様式第1号)

注 意 書

会員番号 : _____

氏 名 : _____

就業日時 : 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 _____

就業場所 : _____

職 種 : _____

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準別表1における違反項目
() に該当します。よって、注意書を発行します。

平成 年 月 日

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
安全委員会 委員長 ⑩

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準より抜粋

(注意)

第3条 委員会は別表1に定める違反項目に該当した会員に対し、委員長より注意書(様式第1号)を各1枚発行する。

2 違反会員が特定できない場合においては、連帯責任としてその作業をしていた全員に注意書を発行する。

3 注意書を発行された日から起算して、3年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでに受けた注意書を解除する。

(様式第2号)

就業停止書

会員番号 : _____

氏名 : _____

停止期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

職種 : _____

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準第4条第1項の規定に基づき、本日をもって就業を停止します。

平成 年 月 日

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
安全委員会 委員長 印

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準より抜粋

(罰則)

第4条 委員会は別表1に定める注意書が2枚累積した場合は、各事務所長から厳重注意を行い、その後新たに違反項目に該当した場合は、委員長より就業停止書(様式第2号)を発行する。また別表2に定める罰則項目に該当した場合は、その日をもって就業を停止する。